

相談・申請

サービスの利用を希望する場合は、保健福祉課介護保険係（62-1777）にご相談下さい。または、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設でも申請の代行を行っていただけます。

要介護(支援)認定

訪問調査

認定調査員が訪問して聞き取り調査を行います。

主治医意見書

かかりつけ医に申請者の疾病の状態、特別な医療、認知や障がいの状況について意見を求めます。

一次判定

訪問調査と主治医意見書をもとにコンピューターによる一次判定を行います。

二次判定

介護認定審査会において、一次判定、訪問調査、主治医意見書などを踏まえ、どれくらいの介護が必要か審査を行います。

認定・結果通知

要介護1～5、要支援1～2、自立（非該当）の8つの区分に認定されます。

自立（非該当）と認定された方は、介護保険サービスを利用することができませんが、町が行う地域支援事業サービスを利用することができます。

要介護の場合

介護サービス利用計画（ケアプラン）の作成

居宅介護サービスの利用を希望する場合は、居宅介護支援事業所にケアプランの作成を依頼します。

施設に入所を希望する場合は、ケアプランの作成は必要ありません。

要支援の場合

介護予防サービス計画

（介護予防ケアプラン）の作成

介護予防サービスの利用を希望する場合は、地域包括支援センターに介護予防ケアプランの作成を依頼します。

サービス利用

申請者はサービス事業所と契約を結び、ケアプラン（介護予防ケアプラン）に基づいてサービスの利用を開始します。

施設に入所を希望する方は、施設に入所します。

サービスの量や内容については、利用開始後も一定期間ごとに確認を行い、必要に応じて見直します。